**平成２３年（フ）第２８３号**
金沢市浅野本町２丁目23番６号　ハイツアオイ203号、従前の住所金沢市押野２丁目56番地
債務者　清水　伸寛
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第２８４号**
石川県石川郡野々市町字二日市町613番地の６　県営９―16
債務者　村井めぐみ（旧姓奥）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第２８５号**
石川県白山市宮永市町338番地５
債務者　三浦　　悟
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第３号**
岐阜市粟野西７丁目312番地
債務者　髙橋きよみ
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
岐阜地方裁判所

**平成２３年（フ）第４９号**
岐阜市加納朝日町１丁目13番地１、住民票上の住所岐阜市玉姓町１丁目７番地１
債務者　浦川かずえ
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
岐阜地方裁判所

**平成２３年（フ）第２９２号**
岐阜市近島３丁目３番７―401号
債務者　和風喫茶みどりカラオケこと　伊藤由春（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
岐阜地方裁判所

**平成２３年（フ）第１４７９号**
愛知県小牧市小木南３丁目238番地
債務者　大野　文久
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１５８３号**
名古屋市西区清里町69番地の86　市営比良荘西１棟304号
債務者　佐藤　光音（旧姓加瀬）
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第８７号**
滋賀県彦根市河原２丁目２番33　プラザ彦根501
債務者　北村　昭雄
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２３年（フ）第１３２号**
兵庫県高砂市米田町米田494番地の12
債務者　西　　秀樹
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第２１７号**
兵庫県加古川市東神吉町砂部89番地の１、従前の住所兵庫県加古川市野口町北野724番地の７
債務者　品田　眞史
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第３６８号**
兵庫県姫路市東夢前台２丁目65番地東夢前台２棟806号
債務者　藤本　和子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第３８２号**
兵庫県赤穂市南宮町４番地の41
債務者　東　　幸代
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第４５０号**
広島市安芸区矢野東２丁目27番20―105号
債務者　沖　文美久
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第６８２号**
広島市中区西川口町15番７―106号
債務者　福永有里子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７２４号**
広島市東区福田８丁目50番15号
債務者　山下　　淳
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７４０号**
広島市佐伯区三宅５丁目382番地１　101
債務者　下手　美佐
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部